

# 香川県伝統的工芸品指定要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、さぬきの風土と暮らしの中ではぐくまれ、受け継がれてきた工芸品を、香川県伝統的工芸品(以下「香川工芸品」という。)として指定することにより、その工芸品を製造する事業者等の製造意欲の高揚とその工芸品の普及を図ることを目的とする。

## (指定)

第2条 知事は、香川県伝統的工芸品産業振興協議会の意見を聴いて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを香川工芸品として指定することができる。

- (1) 主として日常生活の用に供されるものであること。
- (2) その製造工程の主要部分が手工業的であること。
- (3) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- (4) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ製造されるものであること。

2 前項の指定は、製造者等の氏名又は名称及び工芸品名を定めて行うものとする。

3 知事は、香川工芸品の指定にあたって、必要な条件を付すことができる。

## (指定の申出)

第3条 工芸品を製造する者又はその者を構成員とする団体(以下「製造者等」という。)は、前条第1項の指定を受けようとするときは、様式第1号の指定申出書を当該製造者の所在地の市町長(以下「関係市町長」という。)を經由して知事に提出するものとする。

## (指定の通知)

第4条 知事は、香川工芸品の指定を行ったときは、その旨を当該指定申出書を提出した者及び関係市町長に通知するとともに、公表するものとする。

2 知事は、前項の規定により通知した製造者等(以下「指定製造者等」という。)に対し、香川工芸品の名称等を記載した指定書を交付するものとする。

## (指定の表示)

第5条 指定製造者等は、その製造する工芸品が香川工芸品として指定されていることを、別に定める方法により、表示することができる。

## (指定内容の変更等の届出)

第6条 指定製造者は、当該指定にかかる香川工芸品の指定内容に変更が生じたとき又はその製造をやめたときは、速やかに様式第2号の変更(廃止)届出書を、関係

市町長を経由して知事に提出しなければならない。

(指定の変更及び解除)

第7条 知事は、香川工芸品が次の各号のいずれかに該当するとき又は指定製造業者等から前条の届出があったときは、香川県伝統工芸品産業振興協議会の意見を聴いて、その指定を変更又は解除することができる。

(1) 第2条第1項の各号に掲げる要件のいずれかを欠いたと認められるとき。

(2) その他知事が香川工芸品として指定しておくことが適当でないとき。

2 知事は、前項の規定による指定の変更又は解除をしたときは、その旨を指定製造業者等及び関係市町長に通知するとともに、公表するものとする。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、香川工芸品の指定に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、昭和60年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年3月28日から施行する。

様式第 1 号

香川県伝統的工芸品指定申出書

年 月 日

香川県知事

殿

住所(所在地)

氏名(名称)

代 表 者

( 電 話 )

印

香川県伝統的工芸品指定要綱第 2 条第 1 項の規定により、次の工芸品を香川県  
伝統的工芸品として指定されるよう申し出ます。

記

1 . 工芸品の名称

2 . 沿革(歴史)

3 . 工芸品の概要

(1) 製品名及び用途

(2) 製造工程

(3) 使用されている原材料

(4) 生産額等

(5) 従事者数

(備考)別添各様式に記入すること。

## 1 工芸品の名称

(注) 伝統的に産地で用いられている名称を記入すること。

## 2 沿革(歴史)

(注) 記載内容を確認できる資料を添付すること。資料がないときは、工芸品が作り始められた時点にさかのぼり、今日に至るまでの経緯を詳細に記載すること

## 3 工芸品の概要

### (1) 製品名及び用途

製品名	主な用途	製品名	主な用途

(2)

( 製造工程 )

番号	工 程 名	使用する道具・機械名	具 体 的 な 作 業 内 容	伝 統 的 技 術 又 は 技 法 の 有 無

- (注) 1 . 工程は、原材料から作業順に記入し、「番号」「工程名」は工程図の番号、工程名を記入すること。  
2 . 「使用する道具・機械名」は主要なものを記入すること。  
3 . 「具体的な作業内容」は、各工程における作業の内容が明確になるよう具体的に記入すること。特に伝統的な技術又は技法を用いるものについては、その名称、手法等を詳細に記すこと。  
4 . 「伝統的な技術又は技法の有無」は該当ある工程に 印を付すこと。  
5 . すでに経済産業大臣指定の伝統的工艺品となっているものについては、本表及び次表を省略してもよい。

(3) 使用されている原材料

名 称	主 要 産 地	使用され 始めた年代	特 徴 等

(注) 1. 「主要産地」は、国外・県外の場合は国名又は都道府県名で、県内の場合は市町名で記入する。

2. 「特徴等」は、原材料の特徴又はそれを用いる理由等を記入する。

(4) 生産額等

年	生 産 額	主 な 販 売 先	
		県 内	県 外

(注) 1. 過去3年間について記入すること。

2. 組合については、構成員の合計額を記入すること

(5) 従業者数等( 年 月 日 現在)

従業者数 人 (構成員数 事業所)

(注) 団体にあつては、構成員数を( )に併記すること。

様式第2号

香川県伝統的工芸品指定変更（廃止）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

代 表 者

（ 電 話 ）

印

年 月 日付け第 号で指定を受けた香川県伝統的工芸品「 」について〔下記のとおり変更したい  
その製造をやめた〕ので、香川県伝統的工芸品指定要綱第6条の規定により、届け出ます。

記

1. 届出事項

(1) 指定内容の変更

・変更前

・変更後

(2) 事業の廃止

年 月廃止

2. 上記の理由

# 香川県伝統的工芸品産業振興協議会設置要領

## (目的)

第1条 香川県の伝統的工芸品産業の振興に資する次の各号に掲げる事項について協議するため、香川県伝統的工芸品産業振興協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- (1) 香川県伝統的工芸品の指定並びにその変更及び解除に関すること。
- (2) 香川県伝統工芸士の認定及び取り消しに関すること。
- (3) その他伝統的工芸品産業に関すること。

## (組織)

第2条 協議会は委員15名以内をもって組織し、委員は、次に掲げるもののうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の委員
- (3) その他知事が適当と認める者

## (任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

## (会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

## (会議)

第5条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

## (庶務)

第6条 協議会の庶務は、香川県商工労働部経営支援課において処理する。

## (その他)

第7条 協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要領は、平成5年9月30日から施行する。
- 2 香川県伝統的工芸品指定協議会設置要領(昭和50年8月24日施行)は廃止する。

## 香川県伝統工芸士認定事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、香川県伝統的工芸品指定要綱第2条第1項の規定に基づき香川県知事の指定を受けた伝統的工芸品（以下「香川工芸品」という。）の製造に従事している技術者のうち、高度の技術・技法を保持している者を香川県伝統工芸士（以下「伝統工芸士」という。）として認定することにより、その社会的評価を高め、伝統的技術・技法の維持向上と技術習得意欲の高揚を図り、もって後継者の確保と工芸品の次代への継承に資することを目的とする。

### (認定基準)

第2条 知事は、次の各号に掲げる、要件を備える者のうちから、伝統工芸士を認定するものとする。

- (1) 香川工芸品の製造に関する高度の伝統的技術・技法を有していること
- (2) 香川工芸品の製造の実務経験年数が20年以上あり、かつ現在もその製造に直接従事していること。

ただし、当該技術・技法が特に著しく優れていると認められる者については、実務経験年数が12年以上でも差し支えない。

- (3) 香川工芸品の振興に係る事業等の推進に貢献しており、かつ、今後も貢献できること。
- (4) 伝統工芸士にふさわしい高潔な人格を有すること。

### (認定方法)

第3条 前項の規定による認定は、関係市町長又は香川県伝統的工芸品指定要綱第4条第2項に指定する香川工芸品の指定製造業者等（以下「指定製造者等」という。）のうち法人格を有する指定製造者等（以下「組合等」という。）の長の推薦に基づき、香川県伝統的工芸品産業振興協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴いて行うものとする。

2 知事は、認定にあたっては、必要に応じて現地調査等を行い、又は作品の提出を求めることができる。

### (認定の通知等)

第4条 知事は、伝統的工芸士の認定を行ったときは、認定者及び関係市町長又は関係組合等の長にその旨を通知するとともに、その旨を公表するものとする。

2 知事は、前項の規定により通知した認定者に対し、認定証及び伝統的工芸士章を交付するものとする。

### (認定の取消し等)

第5条 知事は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは協議会の意見を聴いて、伝統工芸士の認定を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に掲げる要件のいずれかを欠くことが判明した場合  
(推薦書の虚偽記載の場合を含む)

(2) 伝統工芸士の品位を著しく損なう行為があった場合

2 知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、その旨を認定者及び関係市町長又は関係組合等の長に対し通知するとともに、公表するものとする。

3 認定者は、前項の通知を受けたときは、速やかに認定証等を知事に返還しなければならない。

4 関係市町長又は関係組合等の長は、認定者が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに報告するものとする。

(1) 死亡した場合

(2) 香川工芸品の製造に従事しなくなった場合

(3) 伝統工芸士の返上を申し出た場合

(守秘義務)

第6条 協議会委員及びその他伝統的工芸士の認定に関係する者は、認定に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(指定製造者との関係)

第7条 香川工芸品の指定製造者等以外の者が、この要綱の規定に基づき伝統工芸士に認定された場合は、指定製造者等とみなすものとする。

(附 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、伝統工芸士の認定に関し必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成6年6月8日から施行する。

# 香川県伝統工芸士認定事業事務処理要領

## 1 目的

この要領は、香川県伝統工芸士認定事業実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する伝統工芸士の認定事務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 候補者の推薦依頼

知事は、要綱第2条の認定にあたっては、毎年度、関係市町長又は関係組合の長に対し、当該年度における推薦者数枠をあらかじめ定めて、候補者の推薦依頼を行うものとする。

## 3 候補者の推薦

前項の通知を受けた市町長又は組合の長は、要綱第2条各号の基準に基づき候補者を選定のうえ、香川県伝統工芸士認定推薦書（様式第1号）を定められた期限までに知事に提出するものとする。

その場合、市町長は当該市町に住所地を有する者を対象に選定し、組合等の長は、当該組合等の構成員を対象に選定する。

また、指定製造者等が法人格を有しない団体の場合にあつては、当該団体の長は、関係市町の長に対して、香川県伝統工芸士認定推薦依頼書（様式第2号）により、構成員を候補者として推薦することを依頼することができる。

候補者の選定にあたっては、次の基準により判断するものとする。

- (1) 高度な技術・技法の対象については、分業によって製造されることが一般的となっている工芸品の場合は、分業工程の場合も含めるものとする。ただし、当該工芸品の主要工程を含むものに限定し、補助的工程のみの場合は除く。
- (2) 実務経験年数については、当該工芸品の製造従事期間及び技術修得期間とし、就学期間中（技術修得を目的とする場合は除く）及び他の工芸品の製造経験年数は含まない。

また、12年以上20年未満の実務経験年数の者で、当該技術・技法が特に著しく優れていると判断する場合の客観的な基準としては、次の資格・実績を必要とする。

ア 通商産業大臣認定の伝統工芸士

イ 当該技術・技法にかかる知事表彰歴

ウ その他これらと同等以上とみなされる受賞等

- (3) 香川工芸品の振興に係る事業等の推進への貢献度については、伝統的技術・技法の維持向上に資する次の事業等における実績を考慮する。

ア 展示会等における制作実演

イ 展示会等への出品

ウ 講習会等における講師

- エ 公共的団体への関連行事への貢献
- オ 若手従事者への技術指導等後継者育成活動

#### 4 作品の提出

要綱第3条第2項に基づき、作品の提出を求められた候補者が、分業工程に該当する場合は、当該工程の技術・技法を施した半製品を提出しても差し支えないものとする。

#### 5 認定証等の様式

要綱第4条第2項に基づき認定者に交付する認定証は様式第3号のとおりとする。また、併せて授与する伝統工芸士章は盾とし、仕様は様式第4号のとおりとする。

#### 6 異動報告

要綱第5条第4項に規定する報告は、香川県伝統工芸士異動報告書（様式第5号）により行うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成6年6月8日から施行するものとする。

( 様式第 1 号 )

平成 年 月 日

香川県知事 殿

市町長名又は  
組合名及び代表者名

印

### 香川県伝統工芸士認定推薦書

香川県伝統工芸士認定事業実施要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記の者を香川県伝統工芸士として認定されるよう推薦します。

記

1 伝統的工芸品名	
2 候補者氏名	
3 推薦内容	別添調書のとおり

(様式第2号)

平成 年 月 日

市(町)長 殿

団体名及び  
代表者名

印

### 香川県伝統工芸士認定推薦依頼書

香川県伝統工芸士の認定対象者として、下記の者がふさわしいと思われまので、香川県伝統工芸士認定事業実施要綱第3条第1項の規定に基づき、香川県知事に対して推薦をお願いします。

記

1 伝統的工芸品名	
2 候補者氏名	
3 推薦内容	別添調書のとおり

( 様式第 3 号 )

香川県伝統工芸士認定証

( 工芸品名 )

( 氏 名 )

あなたは永年にわたり香川県伝統的工芸品の  
製造技術について研鑽を積み高度の技術を  
保持していると認められるのでここに香川県  
伝統工芸士の称号を送ります

平成 年 月 日

香川県知事

(様式第4号)

# 香川県伝統工芸士



工 芸 品 名  
氏 名

平成 年 月 日 認定

香川県知事

材 質	木材及び金属
寸 法	縦 300 mm 横 220 mm

( 様式第 5 号 )

平成 年 月 日

香川県知事 殿

市町長名又は  
組合名及び代表者名

印

### 香川県伝統工芸士異動報告書

香川県伝統工芸士について、下記のとおり異動がありましたので、  
香川県伝統工芸士認定事業実施要綱第 5 条第 4 項の規定に基づき、  
報告します。

記

1 伝統工芸士名		
2 認定年月日	平成 年 月 日	
3 異動内容	死亡・転廃業・返上申出	
	異動発生 日	平成 年 月 日
	参考事項	

## 香川県伝統的工芸品表示要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、香川県伝統的工芸品指定要綱(昭和60年8月24日施行)第4条の規定に基づき、香川県伝統的工芸品(以下「香川工芸品」という。)であることを示す表示及びその使用に関し必要な事項を定める。

### (表示マークのデザイン)

第2条 香川工芸品であることを示す表示マーク(以下「表示マーク」という。)のデザインは、図1のとおりとする。

### (表示マークの使用制限)

第3条 表示マークは、香川県のほか、次に掲げるもの以外は使用することが出来ない。

- (1) 香川工芸品を製造する者又はその者を構成員とする団体として知事より指定を受けた者(以下「指定製造者等」という。)
- (2) その他知事が必要と認めたもの

### (表示ラベル)

第4条 表示マークが表示されるラベル(以下「表示ラベル」という。)は、図2のとおりとする。

### (表示ラベルの作成)

第5条 表示ラベルは、指定製造者等が印刷するものとする。

- 2 指定製造者等は、表示ラベルの作成及び使用状況を明確にしておくものとする。

### (表示ラベルの使用)

第6条 指定製造者等は第5条第1項に基づき作成した表示ラベルを香川工芸品としての指定を受けた製品又は包装等に貼付して使用することが出来る。

### (苦情の処理)

第7条 表示マーク及び表示ラベルを使用した者は、その使用に関して消費者等から苦情があった場合には、責任を持ってその処理にあたらなければならない。

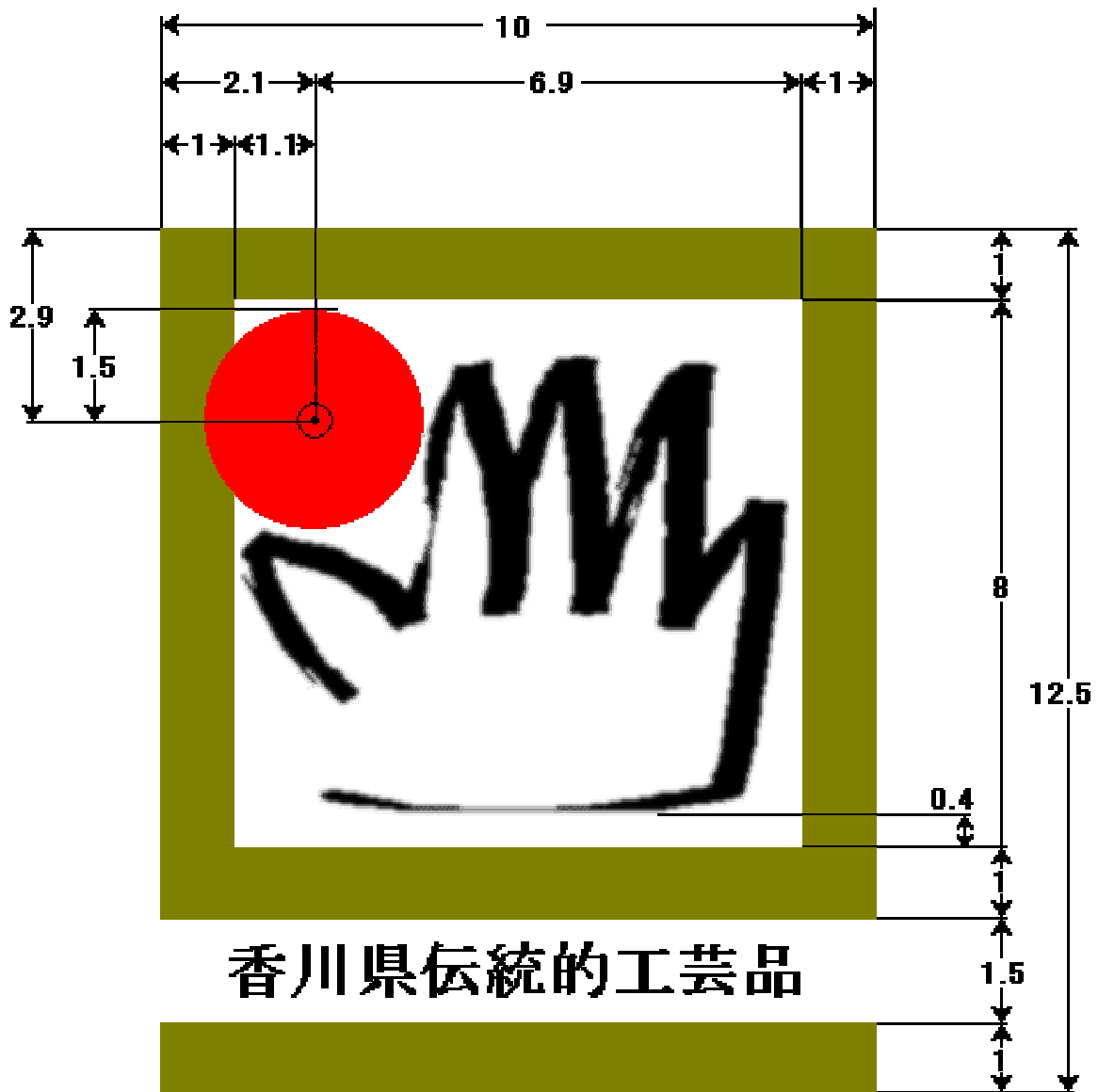
### (報告)

第8条 知事は、指定創造業者等に対して、必要に応じて表示マーク及び表示ラベルの作成及び使用状況について報告を求めることができる。

### 附則




この要領は昭和60年10月16日から施行する。

図 1 表示マーク



単位：cm

図 2 表示ラベル

	大ラベル	中ラベル	小ラベル
仕 様			
規格	62.5mm × 50mm	37.5mm × 30mm	18.75mm × 15mm